

建築基準法施行細則 新旧対照表（建築基準法許認可手数料抜粋）

現行			改正後		
別表第3（第6条関係）			別表第3（第6条関係）		
事務	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>122,400円</u>	1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>128,520円</u>
1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>51,000円</u>	1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>53,550円</u>
1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書	用途地域等における建築等許可申請手数料		7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書	用途地域等における建築等許可申請手数料	

書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>183,600円</u>		書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>192,780円</u>	
(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合	1件につき <u>122,400円</u>		(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合	1件につき <u>128,520円</u>	
(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合	1件につき <u>163,200円</u>		(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合	1件につき <u>171,360円</u>	
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>

14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	163,200円	14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	171,360円
15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき 1件につき	79,560円 79,560円に2を超える敷地の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額	15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき 1件につき	83,530円 83,530円に2を超える敷地の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき	6,520円に現に存する敷地の数に12,240円を乗じて得た額を加算した額	15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき	6,840円に現に存する敷地の数に12,850円を乗じて得た額を加算した額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	163,200円	15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	171,360円
16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	163,200円	16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき	171,360円
17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき	163,200円	17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき	171,360円
17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	163,200円	17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	171,360円

18 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	163,200円	18 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	171,360円
18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき	163,200円	18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき	171,360円
18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	163,200円	18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	171,360円
18の4 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	1件につき	163,200円	18の4 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	1件につき	171,360円
18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
20 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	163,200円	20 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	171,360円

20の2 法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	20の2 法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
21 法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	21 法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
22 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	163,200円	22 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき	171,360円
23 法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	23 法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき	27,540円	24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき	28,910円
25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	163,200円	25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	171,360円
26 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年以内）	1件につき 1件につき	61,200円 122,400円	26 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年以内）	1件につき 1件につき	64,260円 128,520円
26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年超）	1件につき	163,200円	26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間1年超）	1件につき	171,360円
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき 1件につき	79,560円 79,560円に2を超える建築物の数	27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき 1件につき	83,530円 83,530円に2を超える建築物の数

			に28,560円を乗じて得た額を加算した額				に29,980円を乗じて得た額を加算した額
28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1件につき 1件につき	79,560円 79,560円に1を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額	28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1件につき 1件につき	83,530円 83,530円に1を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額
28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	1件につき 1件につき	224,400円 224,400円に2を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額	28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	1件につき 1件につき	235,620円 235,620円に2を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額
28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	1件につき 1件につき	224,400円 224,400円に1を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額	28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	1件につき 1件につき	235,620円 235,620円に1を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額

		算した額			算した額
29 法第86条の2第1項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき <u>79,560円</u> 1件につき <u>79,560円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	29 法第86条の2第1項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき <u>83,530円</u> 1件につき <u>83,530円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
29の2 法第86条の2第2項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	29の2 法第86条の2第2項の規定による一般地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
29の3 法第86条の2第3項の規定による一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	29の3 法第86条の2第3項の規定による一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一般地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一般地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
30 法第86条の5第1項の規定による一般の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一般の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき <u>6,520円</u> に	30 法第86条の5第1項の規定による一般の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一般の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき <u>6,840円</u> に

の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	と等の認定又は許可の取消し申請手数料	現に存する建築物の数に <u>12,240円</u> を乗じて得た額を加算した額	の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	と等の認定又は許可の取消し申請手数料	現に存する建築物の数に <u>12,860円</u> を乗じて得た額を加算した額
31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>		1件につき <u>31,620円</u> 1件につき <u>57,120円</u>	(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		1件につき <u>32,830円</u> 1件につき <u>60,330円</u> 1件につき <u>54,120円</u>
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル			(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル		

以下のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	1件につき <u>38,760円</u> 1件につき <u>66,300円</u>	以下のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> ア イ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> <u>(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>41,440円</u> 1件につき <u>69,650円</u> 1件につき <u>62,600円</u> 1件につき <u>68,950円</u> 1件につき <u>94,090円</u> 1件につき <u>84,420円</u> 1件につき <u>68,950円</u> 1件につき <u>94,090円</u> 1件につき <u>166,540円</u> 1件につき <u>227,430円</u> 1件につき <u>405,930円</u> 1件につき <u>541,350円</u> 1件につき <u>722,320円</u>
<u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> ア イ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u> <u>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> <u>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u>	1件につき <u>61,200円</u> 1件につき <u>88,740円</u> 1件につき <u>157,080円</u> 1件につき <u>214,200円</u> 1件につき <u>377,400円</u> 1件につき <u>508,980円</u> 1件につき <u>676,260円</u>		

方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u>	1件につき <u>1,103,640円</u>	方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u>	1件につき <u>1,162,740円</u>
31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u> 1件につき <u>32,830円</u> 1件につき <u>60,330円</u> 1件につき <u>54,120円</u> 1件につき <u>41,440円</u> 1件につき <u>69,650円</u> 1件につき <u>62,600円</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	1件につき <u>31,620円</u> 1件につき <u>57,120円</u>		
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	1件につき <u>38,760円</u> 1件につき <u>66,300円</u>		

(新設)				(増設)			
(4)	当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの アイに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 1件につき	61,200円 88,740円	(4)	当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの アイ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号に規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 1件につき	68,950円 94,090円
(5)	当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	157,080円	(5)	当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの アイに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 1件につき	68,950円 94,090円
(6)	当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,200円	(6)	当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円
(7)	当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	377,400円	(7)	当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円
(8)	当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	508,980円	(8)	当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	405,930円
(9)	当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円	(9)	当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円
(10)	当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円	(10)	当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円
				(11)	当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円
31の4	法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		31の4	法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	

	審査を必要とする場合 (5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	157,080円		審査を必要とする場合 (6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円	
	(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,200円		(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円	
	(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	377,400円		(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	406,930円	
	(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	508,980円		(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円	
	(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円		(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円	
	(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円		(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円	
31の6	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 (1) 使用する期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年以内） 1件につき	61,200円 122,240円		31の6	法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 (1) 使用する期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年以内） 1件につき	64,260円 128,350円
31の7	法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年超） 1件につき	163,200円		31の7	法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間1年超） 1件につき	171,360円
32	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備確認申請手数料 1件につき 1件につき	23,460円 16,320円		32	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備確認申請手数料 1件につき 1件につき	24,630円 17,130円
33	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請手数料	建築設備完了検査申請手数料 1件につき	31,620円		33	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請手数料	建築設備完了検査申請手数料 1件につき	33,200円

	了検査申請に対する検査				了検査申請に対する検査			
34	法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	工作物確認申請手数料 1件につき 1件につき	37,740円 26,520円		34	法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。） (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	工作物確認申請手数料 1件につき 1件につき	39,620円 27,840円
35	法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料 1件につき	38,760円		35	法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料 1件につき	40,690円
36	法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料 32の項に定める額			36	法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料 32の項に定める額	
37	法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料 33の項に定める額			37	法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料 33の項に定める額	
38	法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料 34の項に定める額			38	法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料 34の項に定める額	
39	法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料 35の項に定める額			39	法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料 35の項に定める額	
40	令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	27,540円		40	令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	28,910円
41	令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	27,540円		41	令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	28,910円
42	令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	27,540円		42	令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件につき	28,910円